

令和7年12月1日 資料No.1  
建設常任委員会

住 宅 課  
建 築 課  
開 発 指 導 課

## 議案第102号

### 港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例について

資料番号	資料名	ページ
資料①	改正概要	2～8
資料②	新旧対照表	9～14
資料③	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（官報抜粋）	15～25
資料④	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（官報抜粋）	26～27
資料⑤	建築基準法施行令の一部を改正する政令（官報抜粋）	28～29

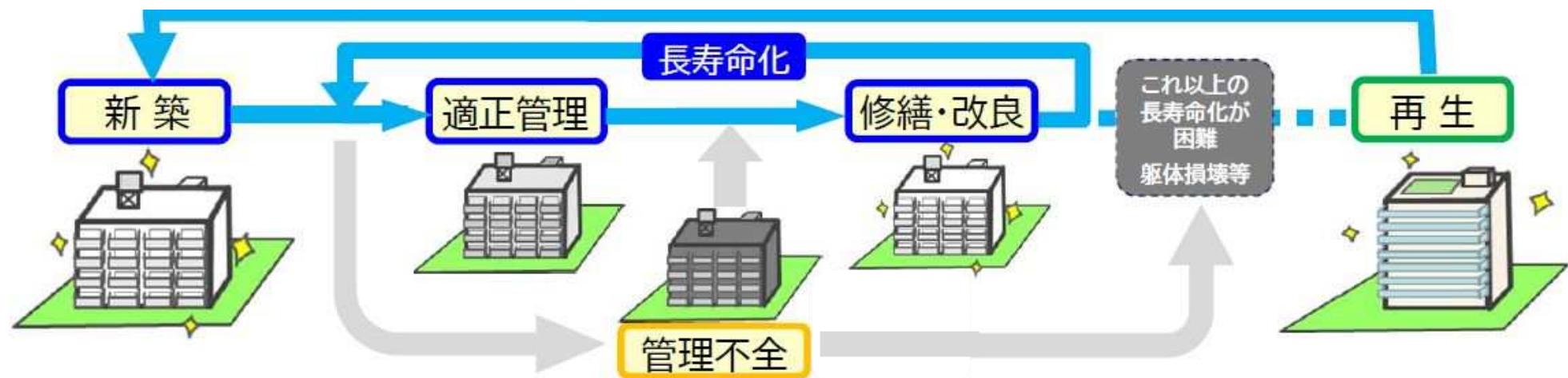
## 改正概要

- 1 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための  
建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(一部)
  - ①マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正
  - ②マンションの再生等の円滑化に関する法律  
(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により題名の変更)
- 2 建築基準法施行令の一部を改正する政令(一部)

# 1 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための 建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(一部)

令和7年5月30日公布、  
令和8年4月1日施行  
公布の日から起算して6月を超えない範囲内（令和7年11月28日）  
〃  
2年を超えない範囲内

建物と区分所有者の「二つの老い」が進行し、外壁の剥落等の危険や集会決議の困難化などの課題が顕在化しています。このため、マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見据え、管理及び再生の円滑化を図るため、マンションに関する法律の一部が改正されました。



## ①マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正

令和8年4月1日施行

公布の日から起算して6月を超えない範囲内（令和7年11月28日）

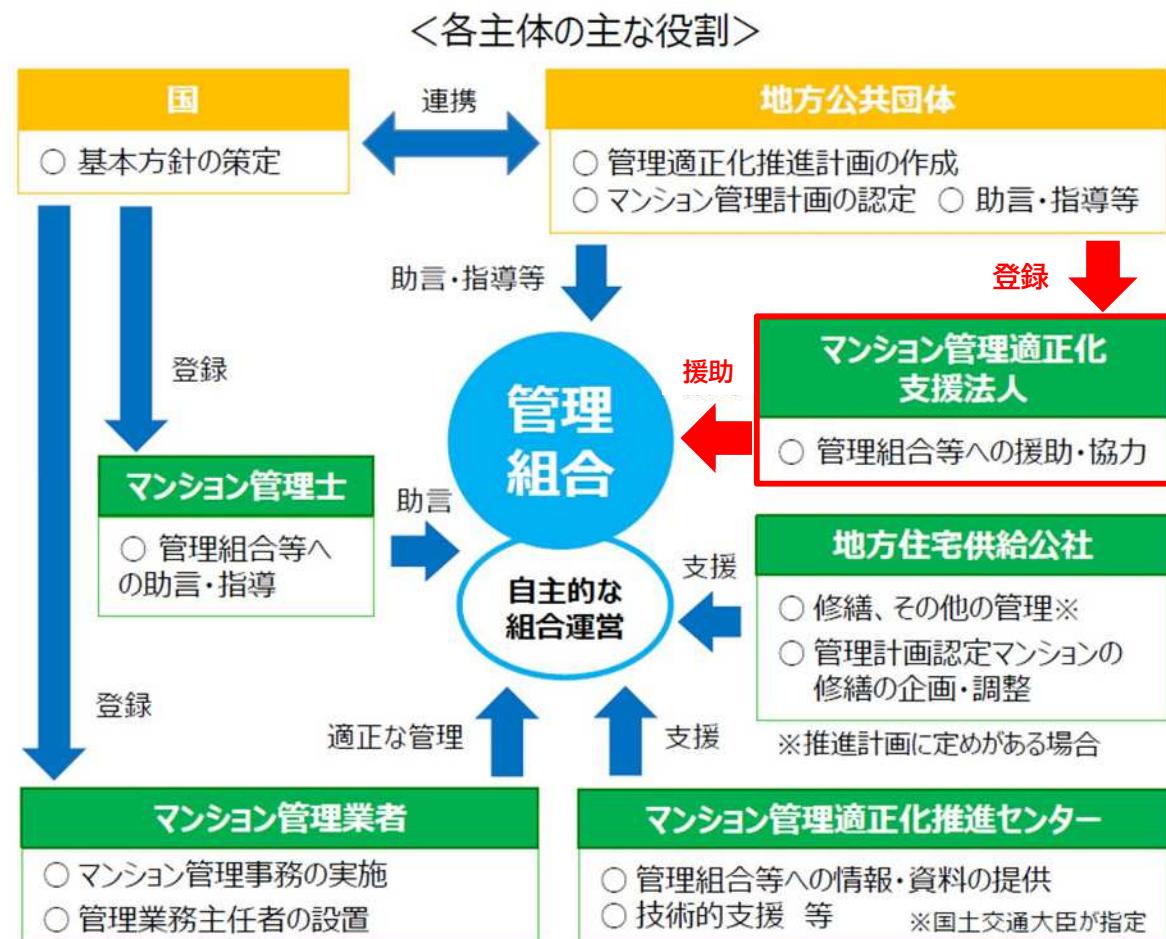
// 2年を超えない範囲内

#### ●適正な管理を促す仕組みの充実

管理計画認定制度を拡充し、新築時に分譲事業者（デベロッパー）が、管理計画を作成し、管理組合に引き継ぐ仕組みが導入されます。併せて、認定に係る表示制度が創設されます。

#### ●民間団体との連携強化

地方公共団体が、マンションの管理組合の支援に取り組むNPO法人や社団法人等の民間団体をマンション管理適正化法人として登録する制度が創設されます。



## ●マンション等に特化した財産管理制度

区分所有法の改正により創設された財産管理制度について、適切な管理がされないことで周囲に危険が及ぼないよう地方公共団体による申立ても可能となります。

## ●危険なマンションへの地方公共団体の権限

適正な管理が行われず、修繕の実施が著しく不適切な状態のマンションに対する報告徴収、助言・指導、勧告、専門家のあっせん等、地方公共団体の権限が強化されます。

## ●港区街づくり推進事務手数料条例

別表1の部62の項から64の項中の記載を以下のように変更します。

変更前	変更後	変更理由
第5条の4	第5条の14	法改正による条ずれ
第5条の6第1項	第5条の16第1項	法改正による条ずれ
第5条の7第1項	第5条の17第1項	法改正による条ずれ
第5条の7第2項	第5条の17第2項	法改正による条ずれ

## ②マンションの再生等の円滑化に関する法律

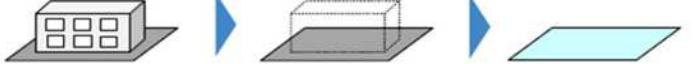
(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により題名の変更)

令和8年4月1日施行

公布の日から起算して6月を超えない範囲内（令和7年11月28日）

### ●新たな再生手法の創設

新たに創設された再生手法について、安定的な事業遂行が可能となるよう、各々に対応した事業手続（組合設立、権利変換計画、分配金取得計画等）が整備されます。

マンション 再生事業	マンション 建替え	マンションを取り壊し 新たにマンションを建築する	
	マンション 更新	共用部分と全専有部分の 改良をする	
	マンション 再建	マンション全部が滅失した 場合にマンションを再建する	
マンション 等売却事業	マンション 敷地売却	マンション及び敷地利用権を 一括して売却する	
	マンション 除却敷地売却	マンションを取り壊した上で 敷地を売却する	
	敷地売却	マンション全部が滅失した 場合にその敷地を売却する	
マンション 除却事業	マンション 除却	マンションを取り壊す	

改正により創設された手法

売買等による  
所有者の変更

建替え等による  
新たな建築物

### ●危険なマンションへの地方公共団体の権限

適切な管理が行われず、保安上危険な状態又は衛生上有害な状態にあるマンションに対する報告徴収、助言・指導、勧告、専門家のあっせん等の規定が創設されます。

## ●隣接地等を取り込んだ建替え等の推進

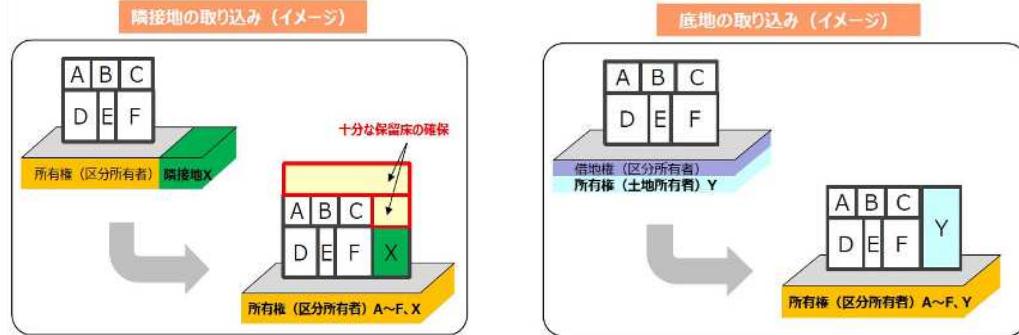
これまで、隣接地の権利者は補償金のみの対応で権利変換を受けることができませんでした。

同様に、借地権型マンションにおける底地権も権利変換の対象となっていました。



改正により

隣接地や底地の所有権を  
再生後マンションの区分所有権に  
権利変換が可能となります。



## ●高さ制限の緩和

要除却等認定を受けて建替え・更新を行う場合、現行の容積率の特例に加えて、高さ制限(低層住居専用地域等の高さ制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限)の特例が追加されます。

## ●港区街づくり推進事務手数料条例

別表1の部61の項中の記載を以下のように変更します。

変更前	変更後	変更理由
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	マンションの再生等の円滑化に関する法律	題名改正
第105条第1項	第163条の59第1項	法改正による条ずれ
建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可	建替えにより新たに建築されるマンション又は更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可	・建替えに対する高さ特例の追加 ・更新に対する容積率又は高さ特例の追加
要除却認定マンション	要除却等認定マンション	認定名称変更

## 2 建築基準法施行令の一部を改正する政令(一部)

(令和7年9月3日公布、令和7年11月1日施行)

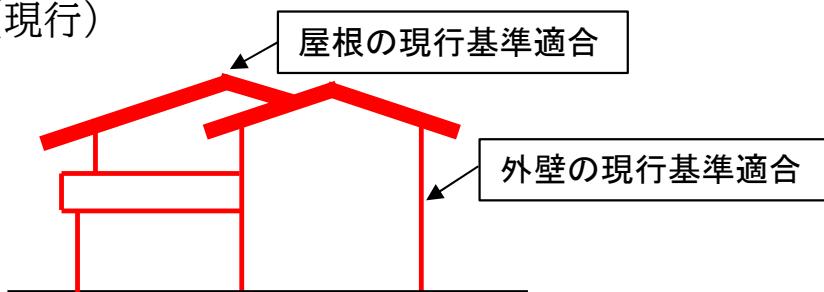
社会経済情勢の変化に合わせた建築物に関する規制の合理化のため、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の現行基準適合義務の緩和措置として、屋根、外壁及び軒裏の規定が追加されました。

本規定により、既存建築物の改修部分とは空間的・性能的に関係のない部分への現行基準適合が求められなくなり、時間的・費用的な負担が軽減されます。

<例：法第22条区域における

屋根の過半を改修する大規模な修繕の場合>

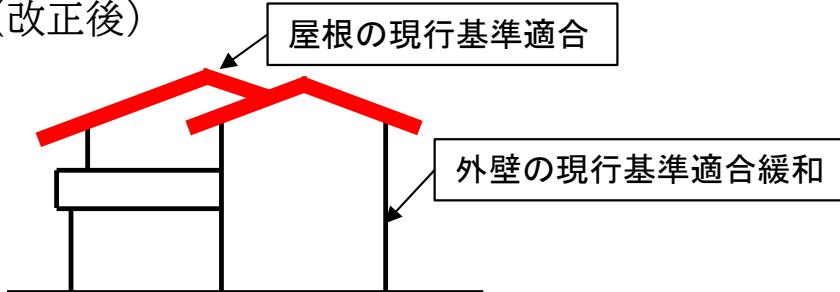
(現行)



屋根だけの改修であっても、外壁の現行基準適合が求められていた。

\* 防火地域及び準防火地域以外に特定行政庁が指定する区域に適用  
(港区はすべての区域が防火・準防火地域に該当するため指定がない)

(改正後)



屋根だけの改修であれば、現行基準適合化は屋根のみとなり、負担が軽減される。

### ●港区街づくり推進事務手数料条例

別表1の部50の6の項、50の7の項中の記載を以下のように変更します。

変更前	変更後	変更理由
第137条の12第6項	第137条の12第11項	施行令改正による項ずれ
第137条の12第7項	第137条の12第12項	施行令改正による項ずれ

## 港区街づくり推進事務手数料条例新旧対照表

改 正 案

(前略)

## 別表 (第二条関係)

一 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく事務に係る手数料を除く。）

五 十 の 六	五 （ 略 ）	一 ～ 五 十 の （ 略 ）	事 務	名 称	額	徴 収 時 期
建 築 基 準	（ 略 ）	（ 略 ）	事 務	名 称	額	徴 収 時 期
法 施 行 令	（ 略 ）	（ 略 ）	事 務	名 称	額	徴 収 時 期
第 百 三 十 七 条 の 十 二 第 十一 項 の 規 定 に 基 づ く	（ 略 ）	（ 略 ）	事 務	名 称	額	徴 収 時 期

現 行

(前略)

## 別表 (第二条関係)

一 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく事務に係る手数料を除く。）

五 十 の 六	五 （ 略 ）	一 ～ 五 十 の （ 略 ）	事 務	名 称	額	徴 収 時 期
建 築 基 準	（ 略 ）	（ 略 ）	事 務	名 称	額	徴 収 時 期
法 施 行 令	（ 略 ）	（ 略 ）	事 務	名 称	額	徴 収 時 期
第 百 三 十 七 条 の 十 二 第 六 項 の 規 定 に 基 づ く大	（ 略 ）	（ 略 ）	事 務	名 称	額	徴 収 時 期

五十の七 建築基準 法施行令 二第七項 七条の十 百三十 二第七項 の規定に 基づく大 規模の修 繕又は大 規模の模 様替に関 する認定 の申請に 対する審 査	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

審査	五十の八(略)	六十(略)	六十一マ	ンシヨンの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七百六十一条の五)第十八条)は建築されるマンション又は要除却等認定マントシヨンの更新がされるマンション又は各部の容積率又は各部分の高さにに基づく建築物の容積率又は各部分の高さに該する特例の許可の申請に対する審査
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

査	五十の八(略)	六十(略)	六十一マ	ンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七百五十七条)第一項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

の管理の ンシヨン ンシヨン マ	六十三 の申請の 認定の 申請に對 する審查	六四 の規定 に基づく 申請に對 する審查	六五 の規定 に基づく 申請に對 する審查	六六 の規定 に基づく 申請に對 する審查	六七 の規定 に基づく 申請に對 する審查
(略)				(略)	
(略)				(略)	
(略)				(略)	

<p>六十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律</p> <p>第五条の十七第一項の規定に基づく管理計画</p>	<p>第六第一項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査</p> <p>(略)</p>	<p>適正化の推進に関する法律</p> <p>第五条の十六第一項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査</p> <p>変更認定申請一件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律</p> <p>第五条の十七第二項において準用する同法第五条の十四の規定に基づく管理計画の認定の基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項</p> <p>六十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律</p> <p>第五条の七第一項の規定に基づく管理計画の</p>
<p>六十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律</p> <p>第五条の十七第一項の規定に基づく管理計画</p>	<p>第六第一項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査</p> <p>(略)</p>	<p>適正化の推進に関する法律</p> <p>第五条の十六第一項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査</p> <p>変更認定申請一件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律</p> <p>第五条の七第二項において準用する同法第五条の四の規定に基づく管理計画の認定の基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項</p> <p>六十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律</p> <p>第五条の七第一項の規定に基づく管理計画の</p>

の変更の認定の申請に対する審査		項 四千三百円 2~7 (略)
二・三 (略)	十八 六十五~六 (略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	

変更の認定の申請に対する審査		四千三百円 2~7 (略)
二・三 (略)	十八 六十五~六 (略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表一の部六十一の項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

### 付 則

11 令和7年5月30日 金曜日

(号外第119号)

あつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができる」とことされているところ、当該労働に関する法律のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に関する定める職業安定法施行令第一条第六号について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により育児・介護休業法に新設された三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置を講ずる義務を定める規定及び当該措置であつて事業主が講じた不利益の禁止に係る規定を追加することとした。第(第一条)（第二条関係）

二 船員職業安定法施行令の一部改正関係

第一条により育児・介護休業法に新設された三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置を講ずる義務を定める規定及び当該措置であつて事業主が講じた不利益の禁止に係る規定を追加することとした。（第二条関係）

三 行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、改正法第二条により育児・介護休業法に新設された次に掲げる規定に関し、それぞれ次に定める命令を追加することとした。（第二条関係）

1 育児・介護休業法第二条第二項（育児・介護休業法第三条の三第六項において準用する場合を含む。）労働者が当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を事業主に対して申し出たとき等に当該事業主が当該労働者の意向を確認しなければならない就業に関する条件及び当該意向を確認する方法を定める命令

2 育児・介護休業法第二三条の三第一項、三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置及びその内容を定める命令

あつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができる」とことされているところ、当該労働に関する法律のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に関する定める職業安定法施行令第一条第六号について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により育児・介護休業法に新設された三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置を講じた。第(第一条)（第二条関係）

二 船員職業安定法施行令の一部改正関係

第一条により育児・介護休業法に新設された三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置を講じた。第(第一条)（第二条関係）

三 行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、改正法第二条により育児・介護休業法に新設された次に掲げる規定に関し、それぞれ次に定める命令を追加することとした。（第二条関係）

1 育児・介護休業法第二条第二項（育児・介護休業法第三条の三第六項において準用する場合を含む。）労働者が当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を事業主に対して申し出たとき等に当該事業主が当該労働者の意向を確認しなければならない就業に関する条件及び当該意向を確認する方法を定める命令

2 育児・介護休業法第二三条の三第一項、三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置及びその内容を定める命令

3 育児・介護休業法第三条の三第二項（労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇を一日未満の単位で取得する場合の当該単位及び当該単位で取得することができる労働者から除外される一日の所定労働時間が短い労働者等を定める命令

4 育児・介護休業法第二十三条の三第三項第二号 三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置を講じないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者を定める命令

5 育児・介護休業法第三条の三第五項 三歳に満たない子を養育する労働者が事業主が講じた措置のいずれを選択するか判断するために適切な期間、当該事業主が当該労働者に対する当該期間内に知らせなければならない事項及びその方法並びに当該事業主が講じなければならない措置を定める命令

## 法律第四十七号

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年一〇月一日）から施行することとした。

第一条 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

（建物の区分所有等に関する法律の一改正）

目次中 「第七節 管理組合法人（第四十七条～第五十六条の七）」を「第六節 所有者不明等の一部を改正する法律」

（第四十七条～第五十六条の七）

（第四十六条の二～第四十六条の七）

（第四十七条～第五十六条の七）

（第四十六条の八～第四十六条の十四）

（第四十七条～第五十七条～第六十条）

（第六十一条～第六十四条の八）

を「第七十一条」に、「第三章 罰則（第七十一条～第七十二条）」を

「第七十一条」に、「第三章 罚則（第七十一条～第七十二条）」に改める。

〔第三章 建物が滅失した場合 第一節 専有部分のある場合 第二節 団地内の建物が滅失した場合 第三節 不明区分所有 第四節 罰則（第九十一条～第九十二条）〕

に、「第七十一条」

における措置失した場合における措置（第七十一条～第八十五条）に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

（区分所有者の責務）

第五条の二 区分所有者は、第三条に規定する団体の構成員として、建物並びにその敷地及び附属施設（同条後段の場合にあっては、一部共用部分）の管理が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。

第六条第二項中「又は自己」を「若しくは自己」に、「の使用」を「を使用し、又は自らこれらを保存すること」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

（国内管理人）

第六条の二 区分所有者は、国内に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所。以下この項及び第三項において同じ。）を有せず、又は有しないこととなる場合には、その専有部分及び其用部分の管理に関する事務を行わせるため、国内に住所又は居所を有する者のうちから管理人を選任することができる。

法  
律法  
律

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るために建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

御名 御璽



のあるマンションに係る特別の措置  
係る認定等（第百二条）第百五  
性の二

却却組合事業 売却事業の監督等 (第百六十一条—第一百六十三条)

に改める。

い記載する  
私的支払手続開始の登記（第一百六十三条の三十九）  
シヨン等の明渡し（第一百六十三条の四十六）  
シヨンの居住の確保に関する組合等の責務（第一百六十三条の四十七）  
六十三条の四十八—第一百六十三条の五十二（第一百六十三条の五十五）  
却事業の監督等（第一百六十三条の五十二—第一百六十三条の五十五）  
る必要のあるマンシヨンに係る特別の措置（第一百六十三条の六十二）  
（第一百六十三条の六十二—第一百六十三条の六十三）  
第一項中「マンシヨン建替事業、除却する」を「マンシヨン再生事業、マンシヨン等売却事業  
マンシヨン除却事業、除却等をする」に改め、「マンシヨン敷地売却事業」を削る。

第二条第一項中「それぞれ」を削り、同項第三号を次のように改める。  
三 マンションの更新 現に存する一又は二以上のマンションについて、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十四条の五第二項に規定する建物の更新を行うことをいう。

第二条第一項中第二十一号を第三十七号とし、第十二号から第二十号までを十六号ずつ繰り下げ、同項第十一号中〔建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十九条第一項に規定する団地内建物をいい、その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下同じ。〕を削り、同号を同項第二十七号とし、同項第十号中〔マンション敷地売却事業を実施する現に存するマンション〕を「現に存するマンションであつて、マンション敷地売却事業を実施するもの」に改め、同号を同項第二十一号とし、同号の次に次の五号を加える。

二十二 除却敷地売却マンション 現に存するマンションであつて、マンション除却敷地売却事業を実施するものをいう。

二十三 売却敷地 滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地であつて、敷地売却事業を実施するものをいう。

二十四 マンションの除却 現に存するマンションを除却することをいう。

二十五 マンション除却事業 この法律で定めるところに従つて行われるマンションの除却に関する事業をいう。

二十六 除却マンション 現に存するマンションであつて、マンション除却事業を実施するものをいう。

第二条第一項中第九号を第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

十九 マンション除却敷地売却事業 この法律で定めるところに従つて行われるマンション除却敷地売却に関する事業をいう。

二十 敷地売却事業 この法律で定めるところに従つて行われる敷地売却に関する事業をいう。

第二条第一項第八号中「存する」の下に「一又は二以上の」を加え、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十一 マンション除却敷地売却 現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（マンションの敷地の利権が借地権であるときは、その借地権）を売却することをいう。

二十二 敷地売却 一又は二以上のマンションが滅失した場合において、当該マンションの敷地であつた土地（マンションの敷地の利用権が借地権であつたときは、その借地権）を売却することをいう。

第二条第一項第七号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「マンション建替事業」の下に「マンション再建事業若しくはマンション一括建替等事業」を加え、「再建マンション」を「再生マンション又はマンション更新事業の施行によりマンションの更新がされた後の再生マンション」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第六号を削り、同項第五号中「マンション建替事業」の下に「マンション更新事業」、「マンション再建事業又はマンション一括建替等事業（以下「マンション再生事業」と総称する）」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十三 建替前マンション 現に存するマンションであつて、マンション建替事業又はマンション更新事業を行つて、マンションの再建のみを行つて、マンション更新事業を施行するものをいう。

二十四 更新前マンション 現に存するマンションであつて、マンション更新事業を施行するものをいう。

二十五 再建敷地 減失したマンションに係るマンションの敷地であつた土地であつて、マンション再建事業又はマンション一括建替等事業を施行するものをいう。

二十六 マンション更新事業 この法律で定めるところに従つて行われるマンションの更新に関する事業及びこれに附帯する事業をいう。





2 組合は、権利消滅期日後マンション除却事業に係る工事のため必要があるときは、除却マンションの敷地を占有している者に対し、期限を定めて、その明渡しを求めることができる。

3 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後のことであればならない。

4 第二項の規定による明渡しの請求があつた者は、明渡しの期限までに、組合に明け渡さなければならない。ただし、第六十三条の十四第一項又は区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十三条第五項の規定による請求を受けた者について当該請求を行つた者による代金の支払又は提供がないときは、この限りでない。

#### 第二款 区分所有者等の居住の安定の確保に関する組合等の責務

五百六十三条の四十七 組合は、基本方針に従つて、除却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、基本方針に従つて、除却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第三款 雜則

##### (処分、手続等の効力)

五百六十三条の四十八 除却マンションについて権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により從前のこの者がした手続その他行為は、新たにこの者となつた者がしたものとみなす。従前のこの者に対してした処分、手續その他行為は、新たにこの者となつた者に対してしたものとみなす。

2 (不動産登記法の特例) 第百六十三条の四十九 除却マンションの登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

#### (関係簿書の備付け)

五百六十三条の五十 組合は、国土交通省令で定めるところにより、マンション除却事業に関する簿書(組合員名簿を含む)をその事務所に備え付けておかなければならぬ。利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、組合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

#### (書類の送付に代わる公告)

五百六十三条の五十一 組合は、マンション除却事業の実施に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

#### (書類の送付に代わる公告)

五百六十三条の五十二 都道府県知事等は、組合に対し、その実施するマンション除却事業に関する報告、勧告等

#### (組合に対する報告、勧告等)

五百六十三条の五十二 都道府県知事等は、組合の実施するマンション除却事業に係る工事のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施するマンション除却事業の円滑な実施を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

#### (組合に対する監督)

五百六十三条の五十三 都道府県知事等は、組合の実施するマンション除却事業につき、その事業に必要な協力を要請することができる。

2 都道府県知事等は、組合に対し、マンション除却事業の促進を図るために必要な措置を命ぜることができる。

3 都道府県知事等は、第一項の規定による援助があると認めるときは、支援法人又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手の処分又は定款、資金計画若しくは補償金支払計画に違反すると認めるときその他の監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

**五百六十三条の五十六** マンションの管理者等(区分所有法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、区分所有法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は区分所有法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。五百六十三条の六十において同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政手に対し、当該マンションの除却又は当該マンションの構造上主要な部分の効用の維持若しくは回復(通常有すべき効用の確保を含む)をするものとして国土交通省令で定める工事(以下「除却等」という。)をする必要がある旨の認定(以下「要除却等認定」という。)を申請することができる。

2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手の処分又は定款、資金計画若しくは補償金支払計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手の処分又は定款、資金計画若しくは補償金支払計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

4 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手の処分又は定款、資金計画若しくは補償金支払計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

5 都道府県知事等は、五百六十三条の二十二において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しなければならないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

6 都道府県知事等は、五百六十三条の二十二において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付いて、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

7 都道府県知事等は、五百六十三条の二十二において準用する第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付けて、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

#### (資金の融通等)

五百六十三条の五十四 国及び地方公共団体は、組合に対し、マンション除却事業に必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。

#### (技術的援助の請求)

五百六十三条の五十五 組合又は組合を設立しようとする者は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、マンション除却事業の実施の準備又は実施のために、マンション除却事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために必要があると認めるときは、センターに必要な協力を要請することができる。

#### 第四章の二 除却等の必要性に係る認定等

##### (第一節 除却等の必要性に係る認定等)

五百六十三条の五十六 マンションの管理業者等(区分所有法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、区分所有法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は区分所有法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。五百六十三条の六十において同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政手に対し、当該マンションの除却又は当該マンションの構造上主要な部分の効用の維持若しくは回復(通常有すべき効用の確保を含む)をするものとして国土交通省令で定める工事(以下「除却等」という。)をする必

2

特定行政庁は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係るマンションが次の各号のいずれかに該当するときは、その旨の認定をするものとする。

一 当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

二 当該申請に係るマンションが火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

三 当該申請に係るマンションが外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剥離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

四 当該申請に係るマンションが給水、排水その他の配管設備（その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして国土交通省令で定めるものに限る。）の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

五 当該申請に係るマンションが高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十号）第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

三 要除却等認定をした特定行政庁は、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

（要除却等認定マンションの区分所有者の除却等の努力）

第六百六十三条の五十七 要除却等認定を受けたマンション（以下「要除却等認定マンション」という。）の区分所有者は、当該要除却等認定マンションについて除却等を行うよう努めなければならない。

（要除却等認定マンションの除却等に係る指導及び助言並びに指示等）

第六百六十三条の五十八 都道府県知事等は、要除却等認定マンションの区分所有者に対し、要除却等認定マンションの除却等について必要な指導及び助言をすることができる。

（要除却等認定マンションの区分所有者に対する指示）

第六百六十三条の五十九 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない、かつ、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、建築基準法第五十二条第一項から第九項まで、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものと/orすることができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務）

第六百六十三条の六十 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第二百号）第十一一条第一項に規定する業務のほか、要除却等認定を申請しようとする者又は要除却等認定マンションの管理権等からの委託に基づき、マンションの建替え、マンションの更新、マンション敷地売却、マンション除却敷地売却、マンションの除却又は敷地分割を行つたために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う要除却等認定マンションの除却等資金の融資）

第六百六十三条の六十一 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、要除却等認定マンションの除却等に必要な資金を貸し付けることができる。

## 第二節 敷地分割決議等

（団地建物所有者集会の特例）

第六百六十三条の六十二 要除却等認定を受けた場合においては、団地内建物を構成する要除却等認定マンションの敷地（当該要除却等認定マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者（以下「特定団地建物所有者」という。）は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、団地建物所有者集会（区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十四条の規定による集会であつて、当該特定団地建物所有者で構成される区分所有法第六十五条に規定する団体又は区分所有法第六十六条において読み替えて準用する区分所有法第四十七条第二項に規定する団地管理組合法人に係るもの）を以降同じ）を開くことができる。

（敷地分割決議）

第六百六十三条の六十三 要除却等認定を受けた場合においては、団地建物所有者集会において、特定団地建物所有者（議決権を有しないものを除く。）及び議決権の各四分の三以上の多数で、当該特定団地建物所有者の共有に属する団地内建物の敷地又はその借地権を分割する旨の決議（以下「敷地分割決議」という。）をすることができる。

2 団地内建物を構成するマンションが、被災区分所有法第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失（被災区分所有法第一条に規定する大規模一部滅失をいう。）をし、かつ、要除却等認定を受けた場合において、当該マンションの除却の実施のために敷地分割決議をしようとするときは、当該政令で定める期間に限り、前項の規定の適用については、同項中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とする。

3 第一項の団地建物所有者集会における各特定団地建物所有者の議決権は、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十八条の規定にかかわらず、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十条第一項の規約に別段の定めがある場合であつても、当該団地内建物の敷地又はその借地権の共有持分の割合によるものとする。

4 敷地分割決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 除却マンション敷地（敷地分割後の要除却等認定マンション（敷地分割決議に係るものに限る。）の存する敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域及び非除却マンション敷地（敷地分割後の除却マンション敷地以外の敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域

二 敷地分割後の土地又はその借地権の帰属に関する事項

三 敷地分割後の団地共用部分の共有持分の帰属に関する事項

四 敷地分割に要する費用の概算額

五 前号に規定する費用の分担に関する事項

六 団地内の駐車場、集会所その他の生活に必要な共同利用施設の敷地分割後の管理及び使用に関する事項

5 前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項は、各特定団地建物所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

6 第一項に規定する決議事項を会議の目的とする団地建物所有者集会を招集するときは、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該団地建物所有者集会の会日より少なくとも二月前に発しなければならない。

中「第一百三十八条」の下に「第一百六十三条の三十二」を加え、同号を同条号中「第一百三十八条」の下に「第一百六十三条の三十一」を加え、同号を同六号中「第一百三十七条第三項」の下に「第一百六十三条の二十七第三項、第六项」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第一百三十一条第四項」の二十二、第一百六十三条の二十四第四項】を加え、同号を同条第六号とし、二十六条第三項】の下に「第一百六十三条の十九第三項】を加え、同号を同第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

第一百三十条中「及び」を「、第六十三条の二十二及び」に改める。

**第二百三十一条の二** 第四条の二第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は

同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に妨げして陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、十万円以下の過料に処する。

ノシヨン建替組合、マンンヨン敷地売却組合」を「百二十二条第二項、第六十三条の五第二項に、「マンンヨン再生組合、マンンヨン等売却組合、

**マンション除却組合**に改める。

**第四条** マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第二百四十九号）の一部を次

のように改正する。

## 管 理 計 画 の 認 定

管理(通正社文撰法ノ第五条の十三第一第五条の二十二)に改める。

第五条の第一項中「次項」を「以下この条」に改め  
シヨンの修繕の実施】を加え、同条に次の六項を加える。

3 都道府県知事等は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた管理組合の管理者等に対し、マンションの管理について特別の知識経験を有する

る者のあせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

都道府県知事等は第一項又は第二項の規定の施行に必要な限度で、その保有するマンションの区分所有者等の氏名又は名称、住所その他のマンションの区分所有者等に関する情報を、その

5 保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。  
都首府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係地

方公共団体の長に対して、マンションの区分所有者等の氏名又は名称、住所その他のマンション

6 の区分所有者等に関する情報の提供を求めることができる。

等に対し、マンションの管理の状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション若しくはその敷地に立ち入り、当該マンション、その敷地、建物設備、建物対応、書類等のうちの勿生

くはその敷地に立ち入り、三語で「マンション」その敷地を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、当該マンションの人の居住の実態を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、当該マンションの人の居住の実態

用に供する専有部分に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該専有部分に居住している者の承諾を得なければならない。

前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請えがるるこゝまゝ、二三二題べふけいばくよ。」

8 求があるときは、これを提示しないればならない。  
第六項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
第五条の十二第一項中「第五条の四」を「第五条の十四」に、「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に改め、第三章中同条を第五条の二十二とする。

第五条の十一第三項中「第五条の十一第一項」を「第五条の二十一第一項」に改め、同条を第五条の二十一とする。

第五条の十第一項中「第五条の四の認定（第五条の七第一項）」を「第五条の十四の認定（第五条の十七第一項）」に改め、同項第三号中「第五条の四」を「第五条の十四」に、「第五条の六第一項」を「第五条の五」に改め、同項第三号中「第五条の十五」に改め、同条を第五条の十七とする。

第五条の六第一項中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同条を第五条の十六とし、第五条の五を第五条の十五とし、第五条の四を第五条の十四とし、第五条の三を第五条の十三とする。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 マンション管理適正化支援法人

(マンション管理適正化支援法人の登録)

第五条の三 都道府県知事等は、一般社団法人又は一般財團法人、特定非営利活動促進法（平成十五年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務（以下「管理支援業務」という。）に関する基準に適合すると認められるものを、その申請により、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）として登録することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての管理支援業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他管理支援業務を適正かつ確實に実施するため必要な措置として国土交通省令で定める措置が講じられていること。

三 前二号に定めるもののほか、管理支援業務を適正かつ確実に実施することができると認められること。

都道府県知事等は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による登録をしてはならない。

一 第五条の八第三項の規定による登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二 その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなつた日から二年を経過しない者があること。

三 第一項の規定による登録は、支援法人登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 支援法人の名称、住所及び代表者の氏名  
(支援法人の業務)

三 支援法人が管理支援業務を行う事務所の所在地

4 二 支援法人は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

第五条の四 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 管理組合又はマンションの区分所有者等に対し、マンションの管理に関する情報の提供、相談若しくは提案又はマンションの管理に関する知識を有する者の派遣その他のマンションの管理の適正化の推進を図るために必要な援助を行うこと。

二 都道府県等がするマンション管理適正化推進計画の作成又は変更に關し、管理組合又はマンションの区分所有者等のマンションの管理に関する意向その他の事情の把握 マンション管理適正化推進計画の周知その他の協力をを行うこと。

三 マンションの管理に関する調査及び研究を行うこと。

四 マンションの管理の適正化の推進に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、マンションの管理の適正化の推進に資する業務を行うこと。

(支援法人の都道府県知事又は市町村長による援助への協力)

**第五条の五** 支援法人は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第九十七条第三項、第一百六十条第三項又は第二百十三条第三項の規定により都道府県知事又は市町村長から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同法第九十七条第一項、第一百六十条第一項又は第二百十三条第一項に規定する援助に関し協力するものとする。

(秘密保持義務)

**第五条の六** 支援法人の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、正当な理由なしに、第五条の四第一号又は第二号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の休廃止)

**第五条の七** 支援法人は、管理支援業務を休止し、又は廃止したときは、国土交通省令で定めると

ころにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

2 前項の規定により管理支援業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該支援法人に係る第五条の三第一項の規定による登録は、その効力を失う。

(監督)

**第五条の八** 都道府県知事等は、管理支援業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると

認めるときは、支援法人に対し、その管理支援業務に関する報告をさせることができる。

2 都道府県知事等は、支援法人の管理支援業務の運営に関する改善が必要であると認めるときは、

当該支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事等は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条の三第一項の規

定による登録を取り消すことができる。

一 管理支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 第五条の三第二項第二号に該当するに至つたとき。

三 第五条の三第四項又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 前項の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第五条の三第一項の規定による登録を受けたとき。

(公表)

**第五条の九** 都道府県知事等は、次に掲げる場合には、その旨をインターネットの利用その他の方

（国土交通省令への委任）

一 第五条の三第一項の規定による登録をしたとき。

二 第五条の三第四項の規定による届出があつたとき。

三 第五条の七第一項の規定による届出があつたとき。

四 前条第三項の規定により第五条の三第一項の規定による登録を取り消したとき。

（情報の提供等）

**第五条の十一** 国及び関係地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関する必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(支援法人によるマンション管理適正化推進計画の作成等の提案)

**第五条の十二** 支援法人は、都道府県等に対し、管理支援業務の実施を通じて得られた知見に基づき、マンション管理適正化推進計画の作成又は変更をすることができる。この場合においては、当該提案に係るマンション管理適正化推進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた都道府県等は、当該提案に基づきマンション管理適正化推進計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、マンション管理適正化推進計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第九十二条の二中〔平成十四年法律第七十八号〕を削る。

4 第百四条の二第一項中「及び第三章」を「から第三章まで」に改める。

5 第百七条第一項第一号中「第五条の十二第二項」を「第五条の六、第五条の二十二第二項」に改める。

6 第百九条第一項第一号中「第五条の八」を「第五条の十八」に改める。

7 第百十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

8 第五条の二第六項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

9 第二章に次の一条を加える。

10 (マンション所有者不明専有部分等の管理に関する区分所有法の特例)

**第五条の二の二** 都道府県知事等は、居住その他の使用がなされていないことが常態であるマンションの専有部分であつて、その区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないもの（マンションの専有部分が数人の共有に属する場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないマンションの専有部分の共有持分。第五条の十二の二第一項において「マンション所有者不明専有部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、区分所有法第四十六条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

11 都道府県知事等は、マンションの専有部分が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となると認められるマンションの専有部分（第五条の十二の二第一項において「マンション管理不全専有部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判

12 都道府県知事等は、マンションの共用部分（区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をい

う。以下この項において同じ。）が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マ

ンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となると認められるマンションの共用部分（第五条の十二の二第一項において「マンション管理不全共用部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、区

13 分所有法第四十六条の十三第一項の規定による命令の請求をすることができる。

14 第五条の五中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、「第一百六十条第三項」の下に「第一百六十三条の五十二第二項」を、「第一百六十六条第一項」の下に「第一百六十三条の五十二第一項」を加える。

(管理計画認定マンションの表示等)

**第五条の二十一** 管理計画認定マンションに係るマンションの区分所有者等又は第五条の十六の認定を受けた者は、管理計画認定マンション、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該管理計画認定マンションが同条の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、マンション、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第五条の十六第一項中「第五条の十四」を「第五条の十八」に改め、同条を第五条の十八とする。

第五条の十五中(以下「認定管理者等」という。)を削り、同条を第五条の十七とする。

第五条の十四中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三号中「管理組合」を「前

条第一項の規定による認定の申請に係る管理計画にあつては、管理組合に改め、同条中第四号を

第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第二項の規定による認定の申請に係る管理計画にあつては、分譲事業者による管理組合の管理者等へのマンションの管理の引継ぎが適切かつ円滑に行われる見込みが確実であることを。

第五条の十四を第五条の十六とする。

第五条の十三第二項第三号中「当該」を「管理組合の管理者等が作成する管理計画にあつては、当該」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 分譲事業者が作成する管理計画にあつては、当該マンションの管理組合の管理者等へのマンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎに関する事項

第五条の十三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 建物を分譲してマンションとし、当該マンションの管理組合において当該マンションの管理を行おうとする場合における当該分譲をしようとする者(以下「分譲事業者」という。)は、国土交

通省令で定めるところにより、管理計画を作成し、計画作成都府県知事等の認定を申請するこ

とができる。

第五条の十三を第五条の十五とする。

第五条の十二の二中「第五条の二の二」を「第五条の三」に改め、第二章の二中同条を第五条の十四とし、第五条の十二を第五条の十三とし、第五条の十一を第五条の十二とする。

第五条の十中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条を第五条の十一とする。

第五条の九第一号中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条第一号中「第五

条の三第四項」を「第五条の四第四項」に改め、同条第一号中「第五条の七第一項」を「第五条の八第一項」に改め、同条第四号中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条を第五条の十とする。

第五条の八第三項中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第五

条の三第二項第二号」を「第五条の四第二項第二号」に改め、同項第六号中「第五条の三第四項」を「第五条の四第四項」に改め、同項第六号中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条を第五条の八とする。

第五条の七第二項中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条を第五条の八と

する。

第五条の六中「第五条の四第一号」を「第五条の五第一号」に改め、同条を第五条の七とし、第五条の五を第五条の六とし、第五条の四を第五条の五とする。

第五条の三第二項第一号中「第五条の八第三項」を「第五条の九第三項」に改め、同条を第五条の四とする。

第五条の二の二中「第五条の十二の二第一項」を「第五条の十四第一項」に改め、第二章中同条を第五条の三とする。

第七十二条第三項ただし書中「認定管理者等」を「第五条の十六の認定を受けた管理組合の管理者等」に「認定管理者等に」を「(管理組合の)」に改める。

第一百七条第一項第一号中「第五条の六、第五条の二十二第二項」を「第五条の七、第五条の二十二第二項」に改める。

第一百九条第一項中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを「号ずつ繰り下げ、同項第一号中「第五条の十八」を「第五条の二十二」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第五条の二十一第二項の規定に違反して、表示を付したとき。

第一百九条第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改める。

第一百十一条中「第二号、第三号及び第八号」を「第三号、第四号及び第九号」に改める。

**第七条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)**の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 マンションの更新(マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第二条第一項第三号に規定するマンションの更新をいう。以下この号において同じ。)又はマンションの更新がされた後のマンションで当該マンションの更新がされた後に人の居住の用その他その本来の用途に供したことのないものの購入に必要な資金(当該マンションの更新又はマンションの更新がされた後のマンションの購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)の貸付けを行うこと。

第十三条第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを「号ずつ繰り下げ、第五号の六 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の六十一の規定による貸付けを行うこと。

六 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の六十一の規定による貸付けを行うこと。

第十四条中「第十号」を「第十一号」に改める。

第十七条第二号中「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同条第三号中「第十三第二項第八号」を「第十三第二項第九号」に改める。

第十九条第一項中「第十二号」を「第十三号」に、「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項及び第六項中「第十三第二項第八号」を「第十三第二項第九号」に改める。

第二十二条中「第十号」を「第十一号」に、「若しくは第六号」を「から第七号まで」に改める。

第二十八条中「第十三第二項第八号」を「第十三第二項第九号」に改める。

附則第七条第六項中「第八号」を「第九号」に、「第六号」を「第七号まで」に改める。

**第一条 (施行期日)** この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日

二 第三条の規定(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の目次の改正規定(第四条)を「第四条の二」に改める部分に限る。)、同法第四条第二項第九号の次に一号を加える改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定、同法第九条第一項の改正規定(都道府県知事(市)の区域内にあっては、当該市長。以下「都道府県知事等」という。)を「都道府県知事等」に改める部分に限る。),同法第十一条第四項の改正規定、同法第九十七条に一項を加える改正規定、同法第百六十條に一項を加える改正規定、同法第二百七十三条第四項の改正規定、同法第二百三十三条に一項を加え

る改正規定、同法第二百二十二条の改正規定(第九十七条第一項)の下に「及び第三項」を加える部分に限る。及び同法第二百三十三条の次に一条を加える改正規定に限る。及び第四条の規定並びに附則第四条の規定、附則第九条の規定(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第二マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定中「第九十七条第一項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る)並びに附則第十条、第十一條、第十五条及び第十六条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三、第六条の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日  
 (建物の区分所有等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)  
**第二条** 第一条の規定による改正後の建物の区分所有等に関する法律(以下この条及び附則第五条第7項において「新区分所有法」という。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改正前の建物の区分所有等に関する法律(以下この条において「旧区分所有法」という。)の規定により生じた効力を妨げない。  
 2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧区分所有法の規定により招集の手続が開始された集会については、なお従前の例による。  
 3 この法律の施行の際現に効力を有する旧区分所有法の規定による規約で定められた事項で新区分所有法に抵触するものは、施行日からその効力を失う。  
 4 施行日前に滅失した建物については、新区分所有法第三章の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に第二条の規定による改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の政令が施行された場合におけるその政令で定める災害により滅失した建物については、この限りでない。  
 (被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一一部改正に伴う経過措置)  
**第三条** 第二条の規定による改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(次項において「旧被災区分所有法」という。)の規定により生じた効力を妨げない。  
 2 施行日前に旧被災区分所有法の規定により招集の手続が開始された集会については、なお従前の例による。

**第四条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)から施行日の前一日までの間ににおける第三条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律(次項において「第二号改正後円滑化法」という。)第十一条第四項及び第一百七十条第四項の規定の適用については、これらの規定中「マンションの再生等の円滑化に関する法律」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とする。  
 2 第二号施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前日までの間ににおける第二号改正後円滑化法第九十七条第三項の規定の適用については、同項中「第五条の四第一項」とあるのは、「第五条の三第一項」とする。

第五条 次の表の上欄に掲げる者の名称については、この法律の施行後六月間は、同表の中欄に掲げる規定は適用せず、同表の下欄に掲げる規定は、なお効力を有する。

第三条の規定による改正後のマ  
ンションの建替え等の円滑化に  
関する法律(以下この条において  
「新円滑化法」という。)第八  
条第一項

旧円滑化法第八条第一項

る改正規定、同法第二百二十二条の改正規定(第九十七条第一項)の下に「及び第三項」を加える部分に限る。及び同法第二百三十三条の次に一条を加える改正規定に限る。及び第四条の規定並びに附則第四条の規定、附則第九条の規定(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第二マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定中「第九十七条第一項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る)並びに附則第十条、第十一條、第十五条及び第十六条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 前項の表の上欄に掲げる者は、同項に規定する期間内においても、新円滑化法第三十四条第一項又は第百三十四条第一項の規定により、定款(新円滑化法第七条第一号又は第百十一条第一号に掲げる組合の名称に係る部分に限る。)の変更の認可を申請し、都道府県知事等(新円滑化法第四条の第二項に規定する都道府県知事等をいう。)の認可を受けることができる。この場合において、当該認可を受けた日以後は、前項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現にその名称中にマンション再生組合、マンション等売却組合又はマンション除却組合という文字を用いている者については、新円滑化法第八条第三項、第百十二条第二項又は第百六十三条の五第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

4 次に掲げる認可の申請であつて、この法律の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

一 施行日前にされた旧円滑化法第九条第一項又は第三十四条第一項の規定による認可の申請  
 2 施行日前にされた旧円滑化法第六十条第一項の規定による認可の申請  
 3 施行日前にされた旧円滑化法第六十条第一項の規定による認可の申請  
 4 次に掲げる認可の申請であつて、この法律の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

一 施行日前にされた旧円滑化法第六十条第一項の規定による認可(施行日以後に前項の規定による認可(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた認可を含む。)を受けた旧円滑化法第五条第一項に規定するマンション建替組合、新円滑化法第九条第一項の規定による認可を受けた新円滑化法第五条第一項に規定するマンション再生組合)について、当該各号に定める組合とみなす。

二 施行日前に旧円滑化法第六十条第一項の規定による認可(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた認可を含む。)を受けた旧円滑化法第六十条第一項に規定するマンション建替組合、新円滑化法第六十条第一項の規定による認可を受けた新円滑化法第六十条第一項に規定するマンション等売却組合

二 施行日前に旧円滑化法第六十条第一項の規定によりされた認定は、新円滑化法第六十三条の五十六第二項の規定によりされた認定とみなす。

三 施行日前に旧円滑化法第六十条第一項の規定によりされた同項に規定するマンション等売却組合、新円滑化法第六十条第一項の規定による認可を受けた新円滑化法第六十条第一項に規定するマンションの管理の適正化の推進に関する法律の一一部改正に伴う経過措置

二 施行日前に旧円滑化法第六十条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する買受計画に関する当該買受計画の変更の認定、マンションの買受け及び除却並びに同項に規定する代替建築物の提供等の実施、報告の徵収、勧告並びに公表については、なお従前の例による。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

二 施行日前に旧円滑化法第六十条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する買受計画に関する当該買受計画の変更の認定、マンションの買受け及び除却並びに同項に規定する代替建築物の提供等の実施、報告の徵収、勧告並びに公表については、なお従前の例による。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

二 新適正化法第七十七条の規定は、管理組合から管理事務(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第六号に規定する管理事務をいう。以下この項において同じ。)の委託を受けることを内容とする契約で施行日以後に締結されたものに基づき行う管理事務について適用し、当該契約で施行日前に締結されたものに基づき行う管理事務については、なお従前の例による。

3 新適正化法第七十七条の二の規定は、施行日から起算して一月を経過する日前に行われる取引については、適用しない。

新円滑化法第六十二条第一項  
 旧円滑化法第六十九条第一項

新円滑化法第六十二条第一項  
 旧円滑化法第六十九条第一項



老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十一月二十八日とする。  
内閣総理大臣 石破 茂昌

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名 御璽  
令和七年八月二十九日

## 政令第三百六号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。  
(マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正)

**第一条** マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第三十七条中「第九条第一項」を「第四条の二第二項」に改める。  
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部改正)

**第二条** マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第四条第一号中「第五条の十二第一項」を「第五条の二十二第一項」に改める。

**第三条** 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第四十八項中「同法第五条の八」を「同法第五条の十八」に改め、同項第二号口中「第五条の八」を「第五条の十八」に、「第五条の四第二号」を「第五条の十四第三号」に改める。

この政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽  
令和七年八月二十九日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎  
国土交通大臣 中野 洋昌  
内閣総理大臣 石破 茂

三 法第五条の二第三項の規定により特定業務を行おうとするとき 当該特定業務の代行に係る特定空港の名称及び区域、当該特定業務に係る施設並びに当該代行の開始の日

## 政令第三百七号

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法等の一部を改正する法律の施行期日は同年九月一日とする。

内閣総理大臣 石破 茂

財務大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 中野 洋昌

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽  
令和七年八月二十九日

## 政令第三百八号

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十五号）の一部の施行に伴い、並びに空港法（昭和三十一年法律第八十号）第五条の二第二項、第四項及び第五項（これらの規定を同法附則第八条において準用する場合を含む。）並びに第四十二条、同法附則第八条において準用する同法第五条の二第一項並びに空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。  
(空港法施行令の一部改正)

**第一条** 空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六条第一項」を「第五条の二第一項」に改める。

第四条の見出し中の「定義」を削り、同条中「第九条第一項」を「第五条の二第二項」に、「災害復旧工事」を「工事」に改め、同条第四号及び第五号中「基因して」を「よつて」に改め、同条第六号中「法第六条第一項若しくは第八条第一項に規定する工事又は同条第四項の規定による国補助に係る」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 国土交通大臣の設置し、及び管理する法第四条第一項第六号に掲げる空港における法第六条第一項の工事

ロ 地方公共団体の設置し、及び管理する地方管理空港における法第八条第一項の工事又は同条第四項の規定による国の補助に係る工事

ハ 国土交通大臣が法第五条の二第一項の規定により地方公共団体に代わって施行する特定工事

第四条の次に次の二条を加える。

（特定工事等の代行に係る公示）  
各号に定める事項を官報に掲載してするものとする。

一 法第五条の二第一項の規定により特定工事を施工しようとするとき 当該特定工事の代行に係る地方管理空港の名称及び区域、当該特定工事に係る施設並びに当該代行の開始の日

二 法第五条の二第二項の規定により特定災害復旧工事を施工しようとするとき 当該特定災害復旧工事の代行に係る特定空港の名称及び区域、当該特定災害復旧工事に係る施設並びに当該代行の開始の日

三 法第五条の二第三項の規定により特定業務を行おうとするとき 当該特定業務の代行に係る

用いる給気口及び排気口を有する場合においては、天井又は壁のうち国土交通大臣が定める部分にある開敞できる部分の面積の床面積に占める割合が、国土交通大臣が定める方法により算出した割合以上のものとする。(第百十六条の二、第百二十九条の三の二関係)

4 排煙設備の設置及び構造に係る規制の見直し  
(1) 階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物の高さ三十一メートル以下の部分にある居室において、床面積百平方メートル以内ごとに設けることで排煙設備を設けることが不要となる防煙壁の対象及び性能を拡大し、当該建築物の天井面から五十七センチメートル以上下方に突出したはりを対象に加えるとともに、床面から下端までの垂直距離が国土交通大臣が定める距離以上である準耐火構造であるものを性能に加える。(第百二十六条の二関係)

(2) 排煙口のうち排煙機を設けない自然排煙口は、不燃材料で造ることを要しないこととする。(第百二十六条の三関係)

(3) 排煙口は、床面から天井までの垂直距離に応じて国土交通大臣が定める部分にある天井又は壁に設けることとする。(第百二十六条の三関係)

(4) 第百二十六条の三第一項の規定の適用を除外できる特殊な構造の排煙設備を設ける場合として、個別に国土交通大臣の認定を受けたものを設ける場合を加える。(第百二十六条の三関係)

5 大規模な木造建築物等に係る敷地内の通路等の技術的基準の見直し  
延べ面積千平方メートルを超える大規模木造建築物がある場合及び同一敷地内に二以上の大規模な建築物がある場合において、通路を設けなくともよい建築物の周囲における設けられた通路の技術的基準は、当該建築物の規模、構造等に応じ、国土交通大臣が定めることとする。(第百二十九条の二関係)

6 建築基準法の規制対象とするエレベーター及び小荷物専用昇降機の範囲の見直し  
建築基準法におけるエレベーター及び小荷物専用昇降機による規定の適用対象から、事業場

に設置される労働安全衛生法施行令第一条第九号に規定する簡易リフトを除く。(第百二十九条の三関係)

7 既存の建築物に対する制限の緩和  
既存の建築物に対する現行規定への適合義務について、次のとおりとする。(第百三十七条の十二関係)

(1) 屋根に係る大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合には、建築基準法第二十三条第一項及び第六十二条について、現行基準への適合を要しない。

(2) 外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合には、建築基準法第二十三条について、現行基準への適合を要しない。

(3) 大規模の木造建築物等の外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合には、建築基準法第十五条の外壁に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

(4) 大規模の木造建築物等の屋根及び外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行つては、建築基準法第二十五条の軒裏に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

(5) 大規模の木造建築物等の屋根に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行つては、建築基準法第二十五条の軒裏に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令  
(政令第三百十一号)(農林水産省)

1 家畜伝染病予防法施行令の一部改正  
(1) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜にエミューを加え、その他所要の改正を行うものとする。(第一条、第二条及び第四条関係)

2 施行期日  
この政令は、令和七年十月一日から施行する。  
(附則関係)

3 御名 御璽  
今和七年九月三日  
内閣総理大臣 石破茂

政令第三百一十九号

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定によぬ納付金の納付に關する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第三百一十九号)附則第九条の二第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条第一項中「令和七年四月一日」を「令和十三年六月三十日」に改める。

第二条中「令和八年七月十日」を「令和十一年四月一日」、「令和八年六月三十日」を「令和十三年六月三十日」に改める。

第七条第一項中「令和九年四月一日」を「令和十一年四月一日」に改める。

第八条  
内閣は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破茂

内閣は、公布の日から施行する。  
(附則関係)

N—(プロパン—二—イール) カルバミン酸  
二—[カルバモイルオキシ] メチル —二—  
メチルベンゼン (別名カリソプロドール) 及びその塩類  
(2) 次に掲げる物を向精神薬に指定する。(本則関係)  
ホーク(四—メトキシベンジル) —五—二  
エチル —[二(ピロジン—イー)イリ] ベンズイミダゾール及びその塩類  
二六a・七・八・九・十・十a—ヘキサヒドロ一六・六・九—トリメチル—三—ペニチル—六H—ジベンゾ[b, d] ピラン—一—オール及びその塩類  
二二(四—メトキシベンジル) —五—二  
エチル ベンズイミダゾール及びその塩類  
(2) 次に掲げる物を向精神薬に指定する。(本則関係)  
N—(プロパン—二—イール) カルバミン酸  
二—[カルバモイルオキシ] メチル —二—  
メチルベンゼン (別名カリソプロドール) 及びその塩類  
2 施行期日  
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。(附則関係)

9 施行期日等  
(1) この政令は、令和七年十一月一日から施行する。(附則第一項関係)  
(2) この政令の施行に關し必要な経過措置を定める。(附則第二項関係)

御名 御璽  
今和七年九月三日

内閣総理大臣 石破茂

